

委員 長 報 告 書

さる6月20日の本会議において、本委員会に付託された
議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について
議案第10号 市道路線の認定について
を審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第9号は、太陽光発電設備及び風力発電設備を占用許可対象物件として道路区域内に設置できるよう道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令が改正されたことに伴い、市道での占用料を占用面積1平方メートルにつき1年で1,000円とするよう改正するものである。

委員から、占用料の設定について ただしがあり、国が開発道路に関する占用料等徴収規則により定めている額と同額にしている との答弁がありました。

業者等に対し占用料を減額するなどの制度はあるか とのただしがあり、公益その他特別な事由があると認めるときは、これを減額または免除できると条例に定めている との答弁がありました。

議案第10号は、民間事業者が開発を予定していた区域内において認定廃止した道路について、開発事業の中止に伴い、改めて恋野須河線と恋野新池線として市道認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、市道認定に伴う今後の整備方針及び維持管理計画について ただしがあり、今回は以前に認定廃止した道路を再認定するもので、現在のところ具体的な整備予定はない との答弁がありました。

認定する以上は整備方針を定める必要があるのではないか とのただしがあり、県工事の関係で整備中の区間については一定の方針を持っているが、残りの区間については現在のところ具体的な考えはない。市道認定することにより、市の管理は当然必要であると考えており、地元の意見を参考にしながら検討していきたい との答弁がありました。